

令和3年度の富山県土木部における総合評価方式について（試行方針）

富山県では、平成18年度（下半期）に総合評価方式の試行を開始し、平成22年度からは、原則全ての一般競争入札を対象に試行を行っています。

1 令和3年度の試行方針

工事品質の確保、向上を図るため、緊急を要する工事など特別な事情のあるものを除き、原則全ての一般競争入札において総合評価方式の試行を実施します。

2 配置予定技術者の能力「継続学習(CPD)」の一時的な緩和

新型コロナウイルス感染症の影響のため、令和2年度において緩和措置を図ったところであるが、令和3年度についても別添資料1のとおり継続学習(CPD)の評価基準を緩和します。

3 企業の施工能力「技術者数」の見直し

建設企業の技術力を評価する「技術者数」について、関係法令の改正状況等を踏まえ、別添資料2のとおり登録基幹技能者等についても評価の対象とします。

4 その他

詳しい内容については、富山県土木部建設技術企画課及び営繕課のホームページに掲載している手引き等をご覧ください。

(問い合わせ先)
富山県土木部
建設技術企画課企画調整係
TEL:076-444-3138
営繕課
TEL:076-444-3361

配置予定技術者の能力「継続学習（CPD）」の一時的な緩和

新型コロナウイルス感染症の影響から、規模縮小もしくは中止となった継続学習（CPD）の講習会があることから、総合評価方式における継続学習（CPD）の評価基準を一時的に緩和する。

1. 評価基準の緩和

評価項目		評価内容	評価基準		配点
配置予定 技術者の 能力	主任（監理） 技術者の保 有する資格	前年度にお ける継続学 習（CPD） の取得単位	通 常	年間取得単位が各団体の 年間推奨単位以上	2点
				年間取得単位が各団体の 年間推奨単位の1/2以上、 年間推奨単位未満	1点
				年間取得単位が各団体の 年間推奨単位の1/2未満	0点
			緩 和 （ <u>令和3年度限り</u> ）	令和元年度及び令和2年度の <u>2か年の取得単位</u> が各団体の 年間推奨単位以上	2点
				令和元年度及び令和2年度の <u>2か年の取得単位</u> が各団体の 年間推奨単位の1/2以上、 年間推奨単位未満	1点
				令和元年度及び令和2年度の <u>2か年の取得単位</u> が各団体の 年間推奨単位の1/2未満	0点

2 適用期間

令和3年度中に公告する工事について適用

3 留意事項

この緩和措置は、令和3年度に限るものであり、今後の継続学習の受講については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ適切にご対応願います。

企業の施工能力「技術者数」の見直し

建設業法施行規則の一部改正により、平成 30 年 4 月から登録基幹技能者が主任技術者の資格として認められたこと等から、登録基幹技能者等を評価の対象とする。

1. 評価基準の見直し

評価項目		評価基準			配点
企業の 施工能力	技術者数	現行	国家資格者数	1 級技術者又は技術士 1 名につき 2 点、2 級技術者 1 名につき 1 点を加点。	0 点 ～ 10 点 (上限)
		見直し後	直近の経営事項審査における総合評定値通知書に記載のある技術職員数※ 1	「一級」1 人につき 2 点、「基幹」又は「二級」1 人につき 1 点を加点※ 2	10 点

※1 発注工種に対応する建設業許可業種の技術職員数

※2 総合評定値通知書(一部抜粋)

様式第二十五号の十五(第十九条の九、第二十一条の四関係)

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

許可 一 号
令和 年 月 日

審査基準日

電 話 番 号
資 本 金 額
完成工事高/売上高(%)
行 政 庁 記 入 欄

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数				
			年平均	評点(X _i)	元請完成工事高年平均	一級	基幹 (講習受講)	二級	その他
	土 本 一 式 プレストレストコンクリート構造物					現行(2点)	評価の対象(1点)	見直しにより 現行(1点)	
	建 築 一 式 大 左 工 官 とび・土工・コンクリート 法 面 石 処 理								
	屋 根 電 気								
	管								

2 適用期間

令和3年4月1日以降に公告する工事から適用